

大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度

～地球温暖化対策計画書の作成に関する説明資料～



2019年5月現在
東京都環境局

目 次

1. 平成29年度CO₂排出量削減実績・・・スライド 3～7
2. 条例・規則・ガイドラインの
主な変更点・・・・・・・・・・・・・・スライド 8～14
3. 特定温室効果ガス排出量の
算定上の注意点について・・・・・・・・スライド 15～29
4. 削減量の算定等について・・・・・・・・スライド 30～42
5. お知らせ・・・・・・・・・・・・・・スライド 43～47

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park in the foreground. The text "1. 平成29年度CO₂排出量削減実績" is overlaid on the image.

1. 平成29年度CO₂排出量削減実績

1-1. 平成29年度CO₂排出量削減実績①

- 第2計画期間3年度目の平成29年度は、
基準排出量比 **27%の大幅削減**を達成(前年度比▲1%)

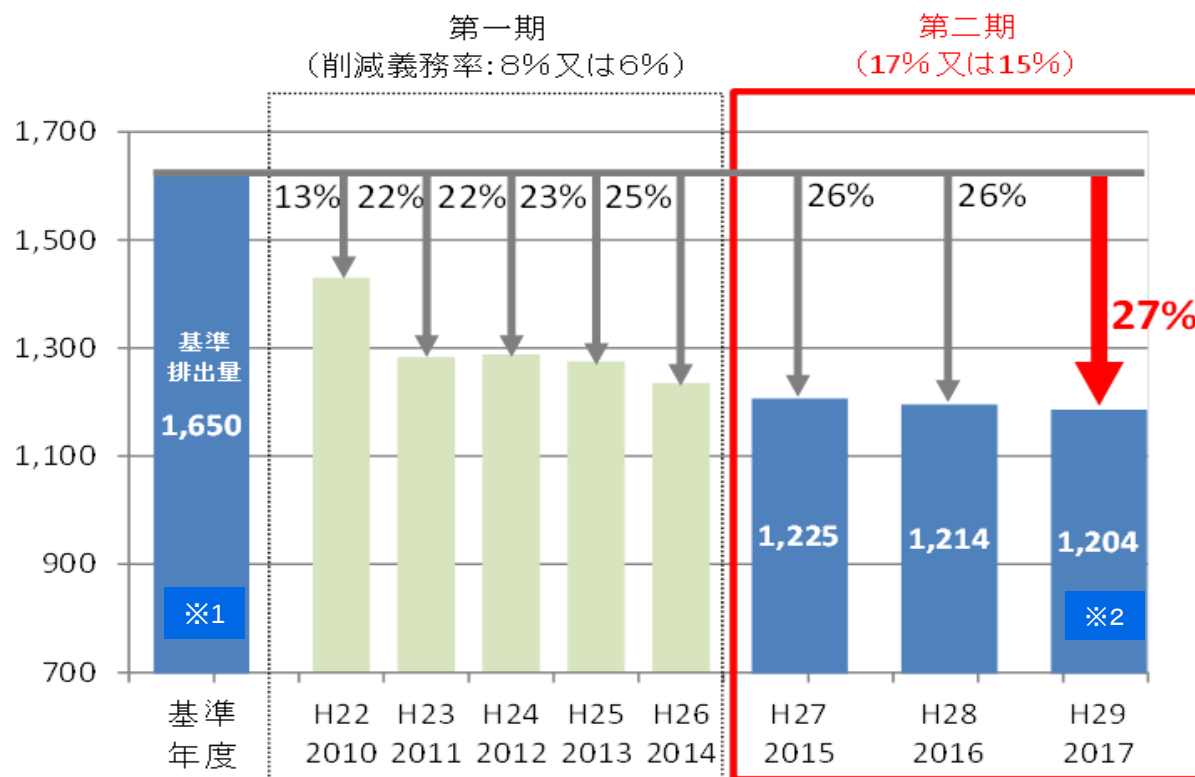


図1 対象事業所の総CO₂排出量の推移

※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

※2 平成31年2月6日時点の集計値(電気等の排出係数は第二期の値で算定)

1-2. 平成29年度CO₂排出量削減実績②

- 約8割の事業所が、既に第2計画期間の削減義務率以上の削減を達成
(第1計画期間は約9割の事業所が自らの対策により義務を達成)
- 全国と比較し、継続的かつ大幅に削減

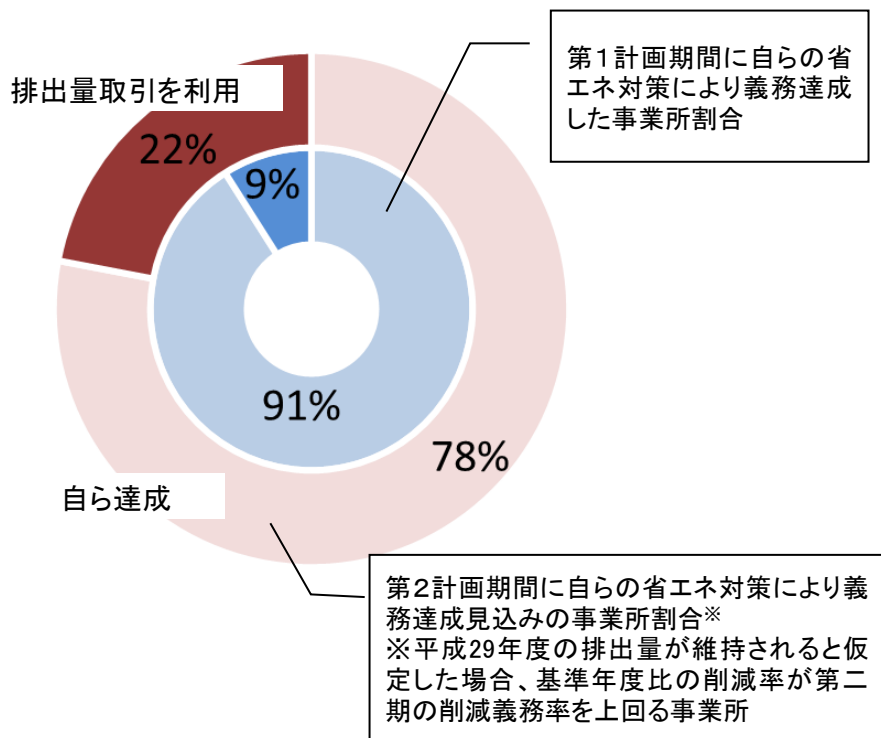


図2 H29年度実績による削減義務達成割合
内円(第1計画期間)、外円(第2計画期間)

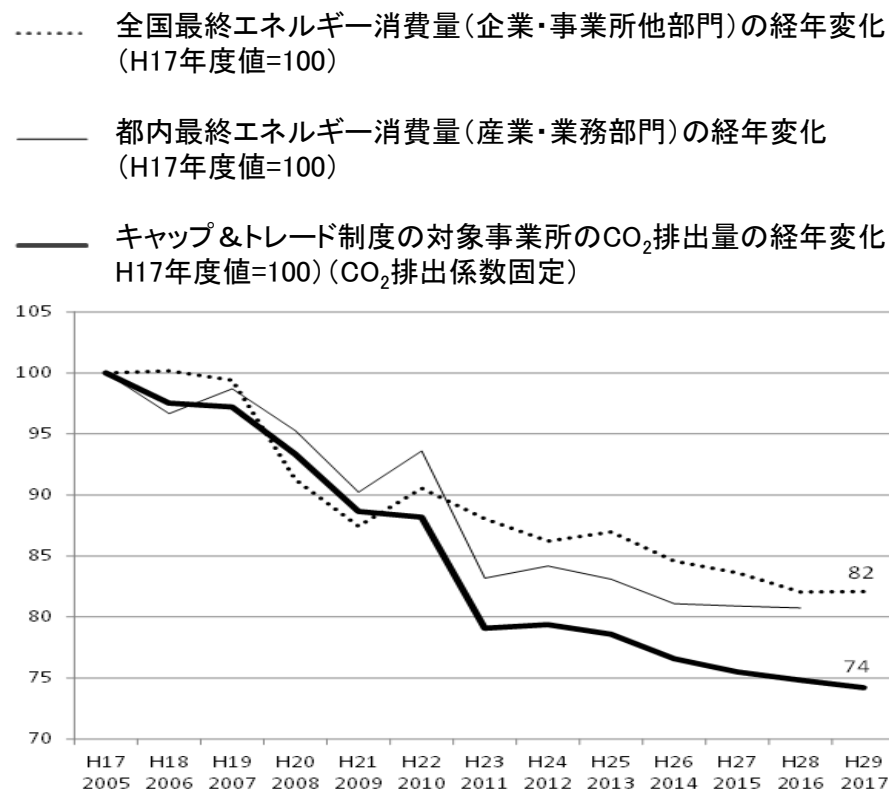


図3 全国(企業・事業所他部門)、都(産業・業務)及びキャップ&トレード制度対象事業所のCO₂等削減の比較

1-3. 平成29年度CO₂排出量削減実績③

●新たな省エネ対策が計画されており、削減量が増大

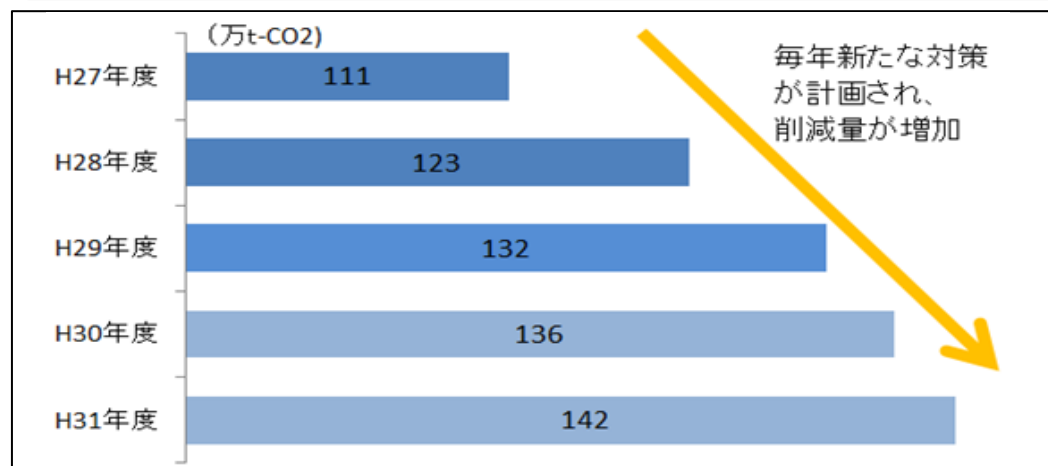


図4 対象事業所が計画した対策削減量

表1 計画書に記載された削減対策

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
高効率熱源機器の導入	401	155,721
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	380	34,592
高効率空調機の導入	406	40,815
高効率パッケージ形空調機の導入	105	3,652
空調機の変風量システムの導入	37	6,464
外気冷房システムの導入	287	26,256
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	133	17,770
全熱交換機の導入	45	3,818
高効率ファンの導入	277	20,393
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	119	14,644
ウォーミングアップ制御の導入	34	712
室使用開始時の空調起動時間の適正化	147	14,093

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	46	8,623
うち、見える化	8	623
デマンドコントローラー	6	537
高効率照明及び省エネ制御の導入	1,922	138,028
うち、LED	1,633	117,707
うち、Hf	104	10,338
うち、センサー	103	3,123
照度条件の緩和	312	21,908
居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	24	784
エレベーターの省エネ制御の導入	132	3,029
上記以外の対策も含めた合計	11,823	1,420,773

・第2計画期間の義務履行に向け、新たな省エネ対策が実施・計画。今後も削減が進む見込み

・特に、LED照明等、高効率機器への更新による削減対策が多い

1-4. 平成29年度CO₂排出量削減実績④

●低炭素電力・熱の仕組みの活用

- ・都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気又は熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組み
- ・平成29年度には、低炭素電力について115事業所、低炭素熱について124事業所が本仕組みを活用
※低炭素電力については、都の認定を受けた低炭素電力の供給事業者が増加したこと等に伴い、利用した事業所も大幅に増加

《平成29年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

種別	事業所数	本仕組みを活用した事業所の削減効果	
		削減量の合計	排出量に対する削減量の割合(平均値)
低炭素電力	115事業所 (17事業所)	約 28,000 t-CO ₂ (約 3,000 t-CO ₂)	約 3.0 % (約 2.6 %)
低炭素熱	124事業所 (123事業所)	約 6,700 t-CO ₂ (約 5,800 t-CO ₂)	約 0.5 % (約 0.5 %)

※ 括弧内は平成28年度実績値

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park in the foreground. The text "2. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点" is overlaid on the image.

2. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点

2-1. 条例・規則・ガイドラインの主な変更点

変更箇所	変更点	スライド 番号
特定温室効果ガス排出量算定 ガイドラインP82、85	<u>低炭素・高炭素電力、低炭素熱に係る削減量の算定方法の明記</u> ⇒削減量の算定に使用する「受入電力量」及び「受入熱量」には、「算定対象から <u>除く</u> 排出活動」及び「算定対象から <u>除くことができる</u> 排出活動」を <u>含まない</u> 。	P10～11 (2-2)
特定温室効果ガス排出量算定 ガイドラインP137	<u>基準排出量の変更申請手続</u> ⇒増減量又は変更量について、全部又は一部の実測値を用いて算定する際、提出期限の9月末までに実測が完了しない場合の手続を追加した。	P12 (2-3)
特定温室効果ガス排出量検証 ガイドラインP21、22	<u>根拠資料の確認等に時間を要する場合の対応方法の明記</u> ⇒検証時、根拠資料の確認等に時間を要すると判断した場合は、「 <u>検証機関の質問様式</u> 」で東京都に報告する。	P13～14 (2-3)

2-2. 低炭素・高炭素電力、低炭素熱に係る削減量の算定方法の明記

【P82】

$$\text{【低炭素電力削減量】} = \frac{\text{算定年度の受入れ電力量 (※1)}}{\text{電気の排出係数}} \times \frac{\left(\text{電気の排出係数} - \text{電気供給事業者の排出係数 (2年度前)} \right)^2}{\text{電気の排出係数}} \times 0.5$$

$$\text{【高炭素電力排出量】} = \frac{\text{算定年度の受入れ電力量 (※1)}}{\text{電気の排出係数}} \times \left(\text{電気供給事業者の排出係数 (2年度前)} - \text{電気の排出係数} \right)$$

【従来】

※1 受け入れた電力量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量（熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した電力量を除く。）を除く。

【改正後】

※1 第3章1(3)アに掲げる「算定対象から除く排出活動」*¹又は同イに掲げる「算定対象から除くことができる排出活動」*²により使用した電力量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した電力量については、算定年度の受入電力量には含まないものとする。

*1: 住宅用途への供給、他事業所へ熱又は電気の供給、事業所外で利用される移動体への供給 など

*2: 少量排出、工事のための燃料等の使用

2-2. 低炭素・高炭素電力、低炭素熱に係る削減量の算定方法の明記

【P85】

$$\text{【低炭素熱削減量】} = \frac{\text{算定年度の受入れ熱量 (※1)}}{\text{熱の排出係数}} \times \frac{\left(\text{熱の排出係数} - \text{熱供給事業者の排出係数 (2年度前)} \right)^2}{\text{熱の排出係数}} \times 0.5$$

【従来】

※1 受け入れた熱量のうち、事業所外へエネルギー供給するために使用した熱量（熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した熱量を除く。）を除く。

【改正後】

※1 第3章1(3)アに掲げる「算定対象から除く排出活動」^{*1}又は同イに掲げる「算定対象から除くことができる排出活動」^{*2}により使用した熱量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した熱量については、算定年度の受入れ熱量には含まないものとする。

*1: 住宅用途への供給、他事業所へ熱又は電気の供給、事業所外で利用される移動体への供給 など

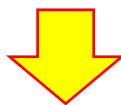
*2: 少量排出、工事のための燃料等の使用

2-3. 基準排出量の変更申請手続

基準排出量の変更申請手続

変更の生じた年度の翌年度の9月末までに以下の書類を提出する。

- ・基準排出量変更申請書
- ・基準排出量変更算定書
- ・増減量及び変更量の根拠となる資料



申請書提出期限の9月末までに実測が完了しない場合

【従来】

- ・既に実測されている値を用いて見込み値として算定し、提出期限までに申請を行う。
- ・申請後、実測が完了し増減量又は変更量が確定した時は、見込み値を確定値に修正する旨を記載した書面に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて速やかに提出する。

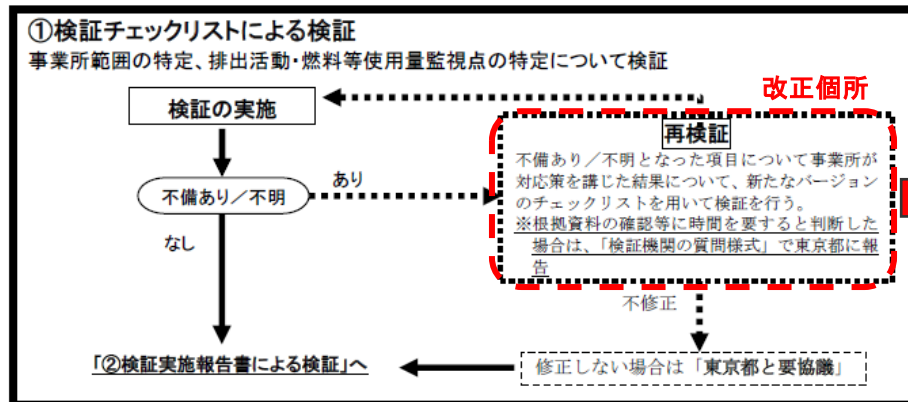


【改正後】

- ・ 当該年度の8月末日までに実測した燃料等使用量について、1年間(12か月)分に換算して得た値を、増減量又は変更量の見込み値として算定し、提出期限までに申請を行う。
- ・ 申請後、実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等使用量に基づき増減量又は変更量の確定値を算定し、その内容を記載した「基準排出量変更申請書に係る増減量及び変更量確定値提出書」(第4号様式)に、修正した基準排出量変更算定書並びに増減量及び変更量の根拠となる資料を添えて速やかに提出する。

2-4. 根拠資料の確認等に時間を要する場合の対応方法の明記

① 検証チェックリストによる検証【P21】



【従来】

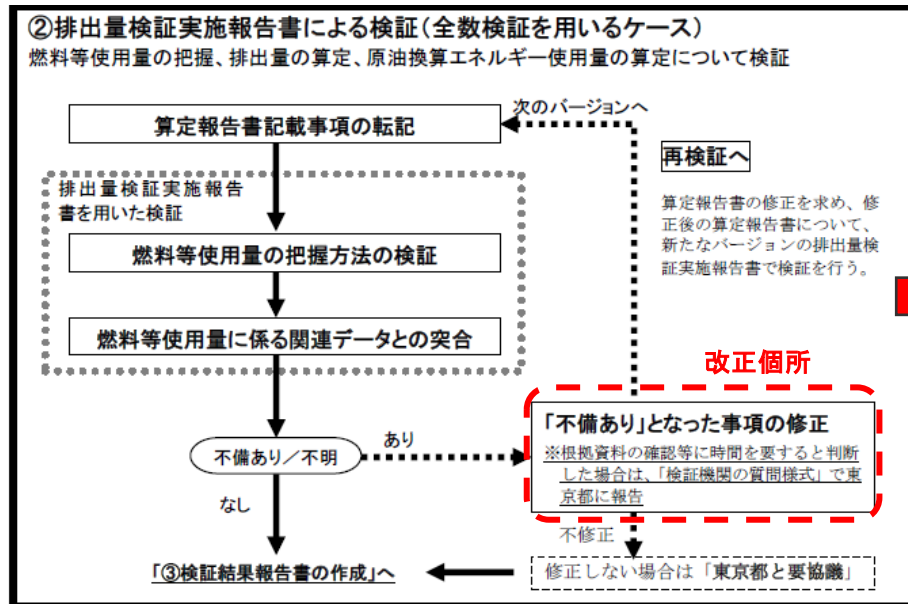
不備あり／不明となった項目について事業所が対応策を講じた結果について、新たなバージョンのチェックリストを用いて検証を行う。

【改正後】

不備あり／不明となった項目について事業所が対応策を講じた結果について、新たなバージョンのチェックリストを用いて検証を行う。

※根拠資料の確認等に時間を要すると判断した場合は、「検証機関の質問様式」で東京都に報告

② 排出量検証実施報告書による検証（全数検証を用いるケース）【P21】



【従来】

「不備あり」となった事項の修正

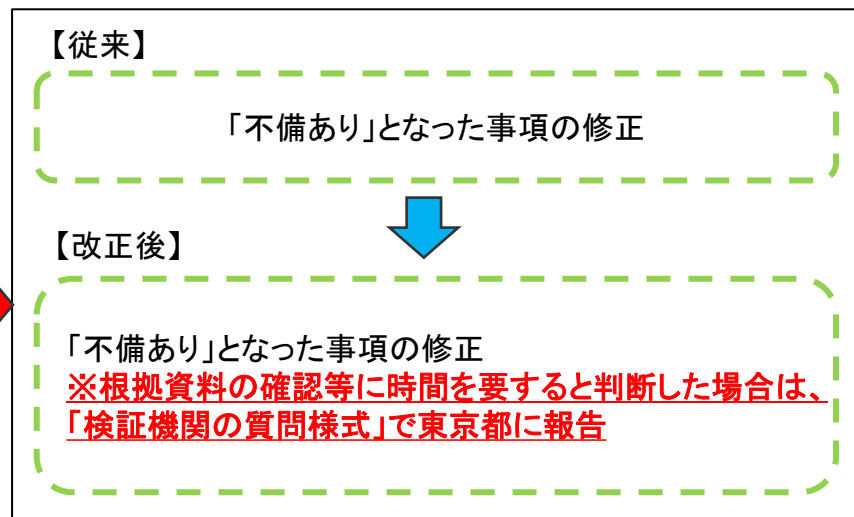
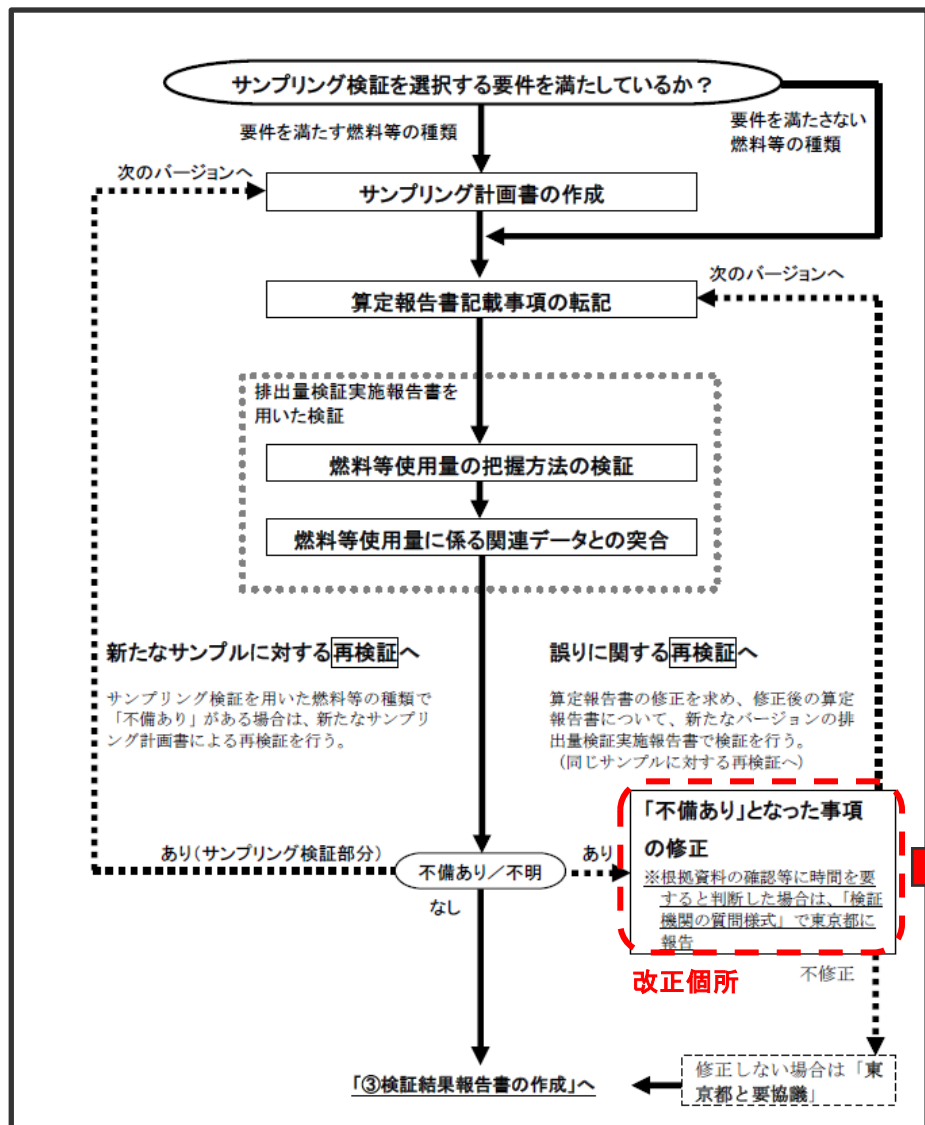
【改正後】

「不備あり」となった事項の修正

※根拠資料の確認等に時間を要すると判断した場合は、「検証機関の質問様式」で東京都に報告

2-4. 根拠資料の確認等に時間を要する場合の対応方法の明記

②排出量検証実施報告書による検証【P22】（サンプリング検証を用いるケース）



An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and buildings. In the foreground, a large, lush green park with many trees and a small pond is visible. The text is overlaid on the middle of the image.

3. 特定温室効果ガス排出量の 算定上の注意点について



3-1. 排出量算定上のポイント

(1) 事業所範囲を正しくとらえる (事例①～③)

- ・所有者、主たる使用者が同一の隣接又は近接する建物、施設

(2) 事業所内の監視点を網羅する (事例④～⑦)

- ・テナント設置の監視点の把握
- ・追加設置の監視点の把握

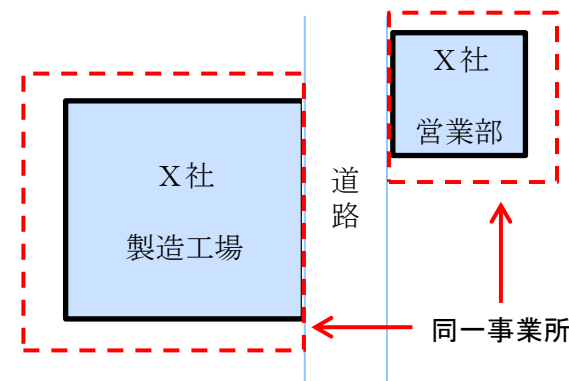
(3) エネルギー使用量を正しく把握する (事例⑧～⑫)

- ・購買伝票等の使用量単位、購入年度の読み取り

3-2. 事例①：事業内容が異なる建物の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

【事例】

- ・主たる業務が製造部門である事業所
- ・近接する建物は同一事業者が所有する建物ではあるが、営業部門が使用
- ・主たる業務で使用していない建物で、受電点も別であることから、事業所範囲に含まれないと誤認識した。



【考え方】 GL(P18: 第2部第2章1(5))

- ・事業内容の共通性の有無によらず、所有者及び主たる使用者が共通する隣接・近接の建物（住宅は除く。）は、同一の事業所範囲に含まれる。

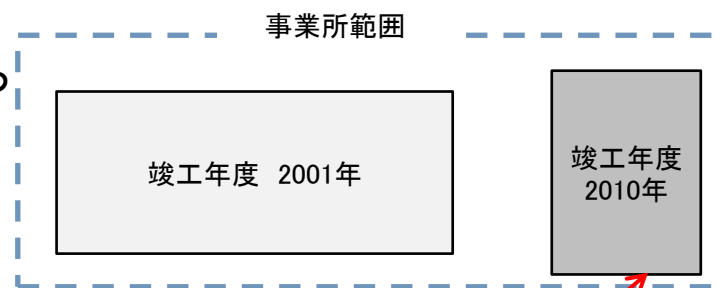
【見落としを防ぐために】

- ・周辺に別事業部の管理する施設や建物等がありませんか？
- ・固定資産の名寄帳等で所有（使用）建物を網羅的に把握していますか？

3-2. 事例②：所有者が異なる建物の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

【事例】

- ・一つの敷地に所有者の異なる建屋が複数あり、受電点も別であった。また、竣工年度も異なることから別の建物であると判断した。
- ・現地確認を行ったところ、建築基準法の確認申請では全ての建屋が増築扱いで、1棟の建物の範囲に含まれることが判明した。



建築基準法の確認申請では
増築となっていた。

【考え方】 GL(P14: 第2部第2章1(2))

- ・外観や担当者へのヒアリングのみで判断せず、建築基準法上の確認申請、計画通知又は不動産登記を用いて一つの建物の範囲を確認する。

【見落としを防ぐために】

- ・周辺に竣工年度が異なる建屋はありませんか？
- ・建築基準法の確認申請等で、建物の範囲を確認しましたか？

3-2. 事例③：平面駐車場の見落とし ～（１）事業所範囲を正しくとらえる～

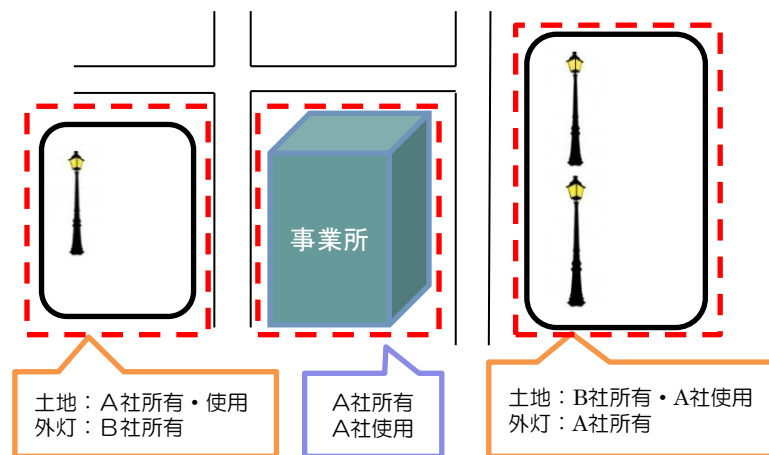
【事例】

- ・事業所の近隣する敷地を事業所の平面
駐車場として使用
- ・建物がなかったため、事業所範囲に含めて
いなかった。

【考え方】 GL(P19:第2部第2章1(5)(イ)c)

- ・原則として、外灯付平面駐車場などは、
施設に該当するため、共通する所有者が存在する場合に同一事業所範囲に
含まれる。
- ・駐車場等の利用状況や土地の所有者から事業者の一体性がない場合は一つの事
業所としない。

※事業所内の建物と受電点が共有され、かつ、当該施設の電力使用量が原油換算15kl未満／年の場合、エネルギー管理の連
動性がないことから、事業所範囲から除外することも可能



【見落としを防ぐために】

- ・周辺に自社所有の施設はありませんか？
- ・周辺に自社所有の土地を駐車場にしていますか？

3-3. 事例④：テナント契約の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

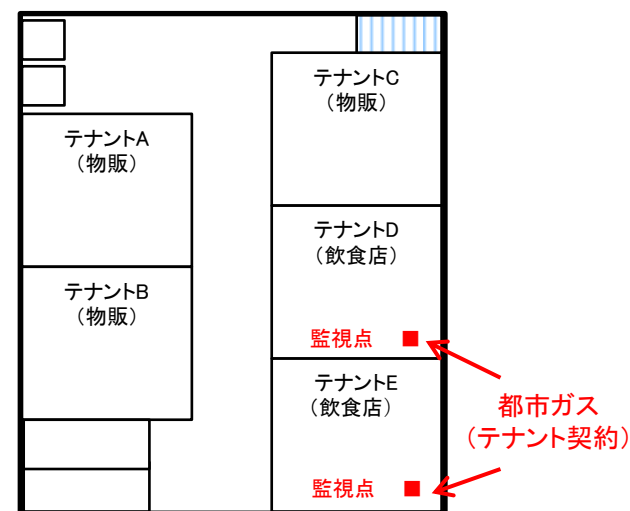
- ・事業所内のテナント事業者が都市ガスの使用を供給会社と直接契約
- ・事業者がテナントの個別契約状況を把握せず、算定に含めるべき監視点を見落とした。

【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4))

- ・テナント事業者が個別に直接契約した監視点及びその使用量を把握する。
(テナント事業者からの報告体制を構築する。)
- ・算定対象年度内に退去したテナント事業所の使用量も把握する必要がある。

【見落としを防ぐために】

- ・都市ガスについて、テナント事業者の個別契約の有無が把握できていますか？
- ・ガス配管図(又は衛生配管図等)は最新のものになっていますか？
- ・全てのテナント事業者に、使用量の把握及び削減に協力していただいていますか？



3-3. 事例⑤：追加設置の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

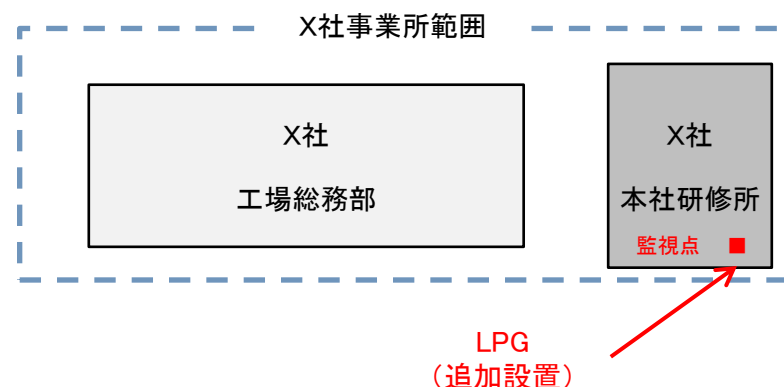
- ・事業所内にLPGを追加設置
- ・追加設置を排出量算定の担当者が把握できず、監視点を見落とした。

【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4)～)

- ・事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのかを把握する。
- ・テナント事業者等が個別に設置した燃料の見落としがないよう、事業所内での管理体制を構築する必要がある。

【見落としを防ぐために】

- ・テナントや他部署の管理する区域にある監視点（燃料設置）を網羅できていますか？



【見落としやすい監視点】

- ・物品として購入されたLPG
- ・テナント等事業者が独自に設置した非常用発電機
- ・建物管理者が構内作業用として持ち込んだガソリン、軽油

3-3. 事例⑥：追加設置の監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・敷地内でイベント開催時に可搬式LPGを使用
- ・可搬式であることや、一時的に使用したものであったため、監視点として見落とした。

【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4)～)

- ・仮設用に使用した燃料も算定対象となる。
 - ・可搬式のLPGも監視点の対象となる。
- （高圧ガス保安法の対象の容器の置き場※）



高圧ガス保安法対象容器の刻印、塗装
（（一社）兵庫県LPガス協会HPより）

※カセットコンロ用のボンベ等、高圧ガス保安法施行令第2条第3項で定める高圧ガスに係るものを除く。

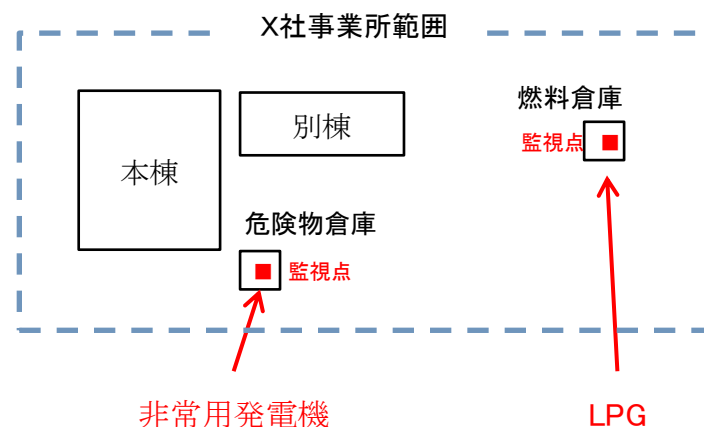
【見落としを防ぐために】

- ・各法の届出不要規模のLPGは、事業者自身による把握が重要となります。
- ・購買記録の確認、目視確認、関係者へのLPG使用の有無のヒアリング等を行いましたか？

3-3. 事例⑦：使用頻度の低い監視点の見落とし ～（２）事業所内の監視点を網羅する～

【事例】

- ・使用頻度の低い非常用発電機や燃料倉庫にあるLPGの存在が見落とされていた。



【考え方】 GL(P44:第2部第3章1(4)～)

- ・常時使用しない事業所内の燃料等も網羅する。
- ・燃料タンクの容量がA重油：400リットル、軽油・灯油：200リットル以上※の場合、東京都火災予防条例による届出対象となるため、監視点として把握する必要がある。

※予備タンク、ドラム缶等がある場合はその合計

【見落としを防ぐために】

- ・特に事業所範囲が広く、多数の建物からなる事業所では、場内に少量危険物貯蔵取扱所等の表示している箇所はありませんか？

3-4. 事例⑧：購買伝票に関する誤り ～（３）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・異なる2社からLPGの供給を受け、算定報告書へその使用量を全て体積(m³)として計上した。
- ・しかし、1社の購買伝票の使用量単位が重量(t)だったため、排出量を誤って算定した。

LPGご使用量伝票
2018年5月分

●●株式会社様

ご使用量:123t

(株)▲▲ガス

納品書
2018年5月10日

●●株式会社様

LPG 20m³

(株)▲▲ガス

【考え方】

- ・LPGの契約では、その使用量が体積(m³)によるものと、重量(kg又はt)によるものがある。
- ・購買伝票等に記載されている単位を十分確認した上で、算定報告書へ使用量を転記する。

【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票等に記載されている使用量の単位を確認して計上していますか？

3-4. 事例⑨：購買伝票に関する誤り ～（３）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・熱供給事業者からの購買伝票に蒸気使用量として２種類の記載があった。
- ・しかし、排出量算定では蒸気の直接使用分を見落とし、算定に含めなかった。

蒸気ご使用量伝票
2018年5月分

●●株式会社様

蒸気使用量：1000t
蒸気直接利用：20t

(株)▲ ▲地域冷暖房

【考え方】 GL(P45:第2部第3章2(1)～)

- ・排出量算定では燃料等の使用について漏れなく把握する必要がある。
- ・熱供給事業者の供給する「熱」には、蒸気、直接使用蒸気、温水、冷水、中温水等、様々な形態があるため、購買伝票で漏れなく把握する。

【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載されている使用量で見落とししているものはありませんか？

3-4. 事例⑩：購買伝票に関する誤り ～（３）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・非常用発電機の重油を、購入した翌年度に使用
- ・算定書では、購買伝票ではなく、非常用発電機用の運転記録を確認し、重油を使用した年度にその使用量を計上したため、年度排出量を誤って算定した。

納品書
2019年3月10日
●●株式会社様
重油 800L
(株)▲ ▲ガス

【考え方】 GL(P53:第2部第4章2(2))

- ・燃料等使用量は『購買伝票等により把握した燃料等の購買年月にその購買量を計上』して排出量を算定
- ・算定に用いる年間燃料等使用量は、各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値
- ・非常用発電機の燃料など、常時購買するものではない監視点は、購買の見落としや計上する年月に注意する。

【見落としを防ぐために】

- ・購買伝票に記載された年月の見間違いはありませんか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

3-4. 事例⑪：購買伝票に関する誤り ～（３）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例】

- ・供給事業者の担当者が私印を用いて作成した資料を誤って購買伝票等として扱い、検証を実施した。
- ・昼間及び夜間電力の確認のため、供給事業者の担当者が作成した資料を誤って購買伝票として扱い、検証を実施した。

納品書
2019年3月10日
●●株式会社様
重油 800L

【考え方】 GL(P54:第2部第4章2 購買伝票等とは)

- ・購買伝票とは、「2者間の取引に用いられる書類」を指す。
- ・文書作成ソフト等で作成した書類に営業担当者の押印のみの書類は認められない。

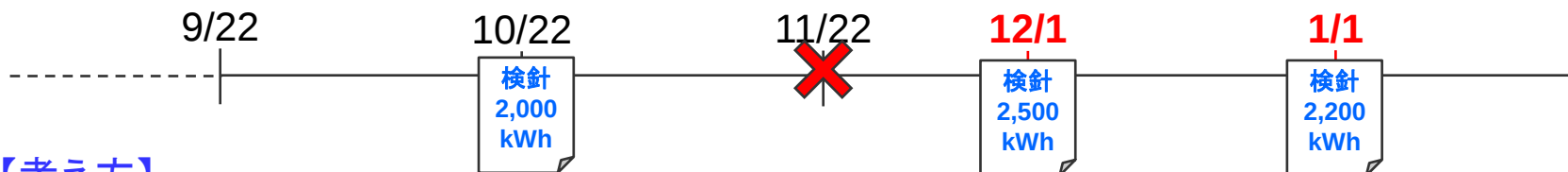
【見落としを防ぐために】

- ・一定期間保管することが法令により義務付けられている書類を確認していますか？
- ・購入実績を正しく把握していますか？

3-4. 事例⑫-1：電力会社の検針日変更の対応 ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行されない場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

① 9/22～10/21の使用量を10月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500	2,200

② 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/30」の使用量は10月分と11月分に相当する。この場合、どちらかの月の使用量を「0」とし報告する。

報告例



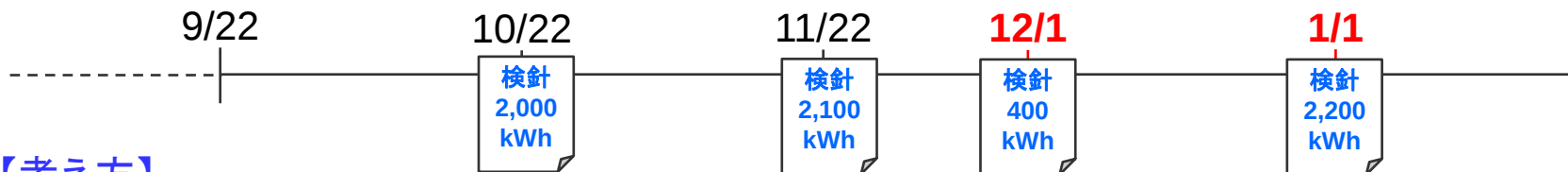
算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31	
算定月※	9月分	10月+11月分	12月分	
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	0	2,500	2,200

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月

3-4. 事例⑫-2：電力会社の検針日変更の対応 ～（3）エネルギー使用量を正しく把握する～

【事例 11/22の購買伝票が発行される場合】

・12月より電力会社の検針日が毎月22日から1日に変更された。この場合の月ごとの電力使用量はどのようにすればよいか。



【考え方】

③ 9/22～10/21の使用量を10月分としてる事業所 ⇒ 「10/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	10月分	11月分	12月分
算定量(kWh)	2,000	2,500 (2,100+400)	2,200

④ 9/22～10/21の使用量を9月分としている事業所 ⇒ 「10/22～11/21」の使用量は10月分とし、「11/22～11/30」を11月分の使用量とする。

算定対象期間	9/22～10/21	10/22～11/21	11/22～11/30	12/1～12/31
算定月※	9月分	10月分	11月分	12月分
算定月	9月	10月	11月	12月
算定量(kWh)	2,000	2,100	400	2,200

報告例

※特定温室効果ガス算定報告書の「(5)燃料等使用量」で使用量として報告する月



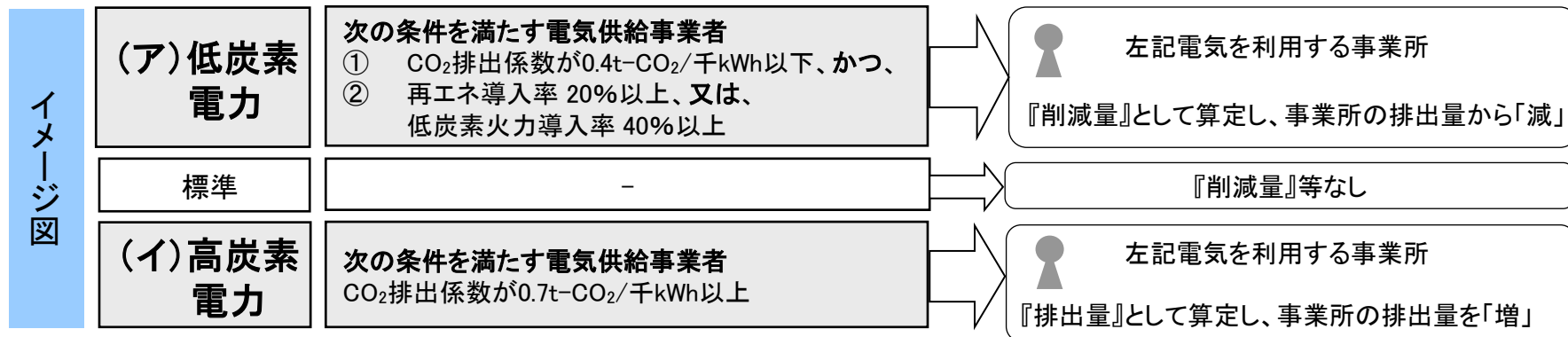
4. 削減量の算定等について

4-1. 低炭素電力・熱の仕組み

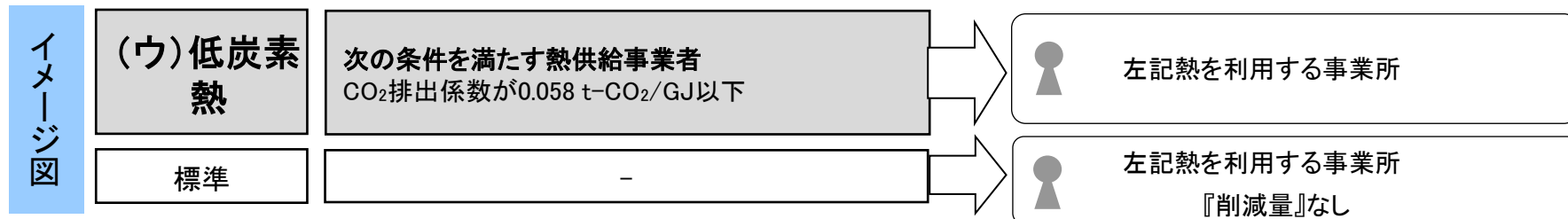
第2計画期間より、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気・熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組みを新たに導入。

【算定式】:「算定年度排出量」=「燃料等のCO₂排出量」-「削減量」

○低炭素電力・高炭素電力



○低炭素熱の選択の仕組み



4-2. 算定報告書への記入

特定温室効果ガス排出量算定報告書への記入方法

●特定温室効果ガス排出量算定報告書 その6シートへの転記

電 気	一般送配電事業者の電線路 を介して供給された電気	昼間（8時～22時）	千kWh			0.489	
		夜間（22時～翌日8時）	千kWh			0.489	
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）		千kWh			0.489	
	再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気		千kWh			0.489	
	再生可能エネルギーを自家消費した電気※		千kWh			① 0.489	
	小計		千kWh				
外 部 供 給	自　　ら　　生　　成　　し　　た　　熱　　の　　供　　給		GJ				
	自　　ら　　生　　成　　し　　た　　電　　力　　の　　供　　給		千kWh				②
	小計						
低炭素電力の受入れ							
低炭素熱の受入れ							
高炭素電力の受入れ							
高効率コージェネレーションシステムからの電気の受入れ							
高効率コージェネレーションシステムからの熱の受入れ							
小原単位建物相当量							
合計			GJ				0
原油換算			kL				

① 計算シートで算出された事業所外供給の排出係数を、該当箇所に転記してください。（※スライドP35）

② 計算シートで算出された削減量（排出量）を、該当箇所に転記してください。（※スライドP33,34）

4-3. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

●削減量等算定シート※の入力

⇒削減量等算定シートで低炭素電力の削減量（高炭素電力の排出量）を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素電力削減量(高炭素電力排出量)計算シート

低炭素(高炭素)電力事業者 ①

2017年度排出量用

排出係数 #N/A

使用量

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千kWh												
千kWh												
千kWh												
千kWh							②					
千kWh												
千kWh												
千kWh												
千kWh												

他事業所への電気の直接供給量(住宅含む)

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千kWh												
千kWh												
千kWh							③					
千kWh												

算定式

使用電力量合計(千kWh)	排出係数	排出係数
0	0.489	#N/A

× (0.489 - #N/A)² × (0.5 ÷ 0.489) =

④

低炭素電力削減量(t-CO ₂)	#N/A
高炭素電力排出量(t-CO ₂)	

- ① 低炭素(高炭素)電力供給事業者をプルダウンで選択してください。
- ② 受入電力量を入力してください。※特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載の数値を記入してください。監視点が多く、記載できない場合は、合計値を記入してください。
- ③ 他事業所(住宅等)へ直接供給している場合、供給電力量を入力してください。
- ④ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

4-4. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

●削減量等算定シート※(低炭素熱の削減量)の入力

⇒削減量等算定シートで低炭素熱の削減量を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

低炭素熱削減量計算シート

2017年度排出量用

低炭素熱供給区域

①

排出係数

#N/A

使用量

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
GJ												
GJ												
GJ												
GJ							②					
GJ												
GJ												
GJ												
GJ												
GJ												

他事業所への燃料等の直接供給量(住宅含む)

単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
GJ												
GJ												
GJ							③					
GJ												

使用熱量合計(GJ)
0

× (0.060

-

排出係数
#N/A

)² × (0.5 ÷ 0.060) =

④

低炭素熱削減量(t-CO₂)

#N/A

① 低炭素熱供給区域をプルダウンで選択してください。

② 低炭素受入熱量を入力してください。※特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載の数値を記入してください。監視点が多く、記載できない場合は、合計値を記入してください。

③ 他事業所(住宅等)へ直接供給している場合、供給熱量を入力してください。

④ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

4-5. 事業所外供給 排出係数算定シート

●削減量等算定シート※(事業所外供給 排出係数)の入力

⇒削減量等算定シートで事業所外供給の排出係数を算定し、特定温室効果ガス排出量算定報告書へ転記してください。

※環境局HPよりダウンロードしてください。

コージェネレーション事業所外供給 排出係数算定シート			2017年度排出量用	
CGS運転データ	発電電力量	千kWh	① 500	※1 補機算定 計量
	発電電力量(補機除く)	千kWh	② 400	
	排熱利用量	GJ	③ 4000	
	ガス使用量	千Nm ³	④ 250	
4-3月分				
都市ガス供給会社				
投入 燃料起因排出量	t-CO ₂	561	東京ガス	⑤
発電効率	%	12.8		
排熱効率	%	35.55556		
⑥				
排出係数(熱)		0.079	t-CO ₂ /GJ	
排出係数(電気)		0.492	t-CO ₂ /千kWh	

- ① 発電量(発電端)を入力してください。
- ② 発電量(補機除く)を入力してください。※1「補機算定」欄は、プルダウンで補機算定方法を選択してください(計算に反映されません)。
- ③ 排熱利用量を入力してください。
- ④ 都市ガス使用量を入力してください。
- ⑤ 都市ガス供給会社(又は託送会社)を入力してください。
- ⑥ この値を算定報告書のその6シートへ転記してください。

4-6. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

★2018年度の受入電力量に適用できます 事業者数: 15事業者

スライド31の(ア)に該当する電気供給事業者(低炭素電力)

事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]
アーバンエナジー株式会社	0.314
出光グリーンパワー株式会社	0.160
エネサーブ株式会社	0.260
株式会社エネット	0.389
荏原環境プラント株式会社	0.003
株式会社G-Power	0.000
昭和シェル石油株式会社	0.297

事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /千kWh]
株式会社地球クラブ	0.390
パナソニック株式会社	0.365
日立造船株式会社	0.131
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.032
丸紅新電力株式会社	0.361
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	0.377
株式会社みらい電力	0.169
みんな電力株式会社	0.229

4-7. 低炭素電力・熱 排出係数算定シート

〔登録順※〕

★2018年度の受入熱量に適用できます 事業者(区域)数:33区域

スライド31の(ウ)に該当する熱供給事業者

供給区域	事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /GJ]	供給区域	事業者名	排出係数 [t-CO ₂ /GJ]
丸の内二丁目	丸の内熱供給株式会社	0.050	歌舞伎町	新宿熱供給株式会社	0.056
大手町	丸の内熱供給株式会社	0.056	恵比寿	株式会社東京エネルギーサービス	0.053
東池袋	池袋地域冷暖房株式会社	0.052	赤坂五丁目	赤坂熱供給株式会社	0.052
内幸町	丸の内熱供給株式会社	0.058	初台淀橋	東京オペラシティ熱供給株式会社	0.053
西新宿六丁目	新都市熱供給株式会社	0.055	錦糸町駅北口	錦糸町熱供給株式会社	0.049
銀座二・三丁目	東京都市サービス株式会社	0.043	京橋二丁目	東京都市サービス株式会社	0.039
丸の内一丁目	丸の内熱供給株式会社	0.050	後楽一丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.041
西池袋	西池袋熱供給株式会社	0.048	八王子旭町	東京都市サービス株式会社	0.054
新川	東京都市サービス株式会社	0.037	臨海副都心	東京臨海熱供給会社	0.040
日比谷	東京熱エネルギー株式会社	0.058	大崎一丁目	東京都市サービス株式会社	0.048
神田駿河台	東京都市サービス株式会社	0.047	品川東口南	品川熱供給株式会社	0.054
芝浦四丁目	東京都市サービス株式会社	0.051	永田町二丁目	山王熱供給株式会社	0.057
銀座五・六丁目	東京都市サービス株式会社	0.052	晴海一丁目	東京都市サービス株式会社	0.043
箱崎	東京都市サービス株式会社	0.042	新砂三丁目	東京下水道エネルギー株式会社	0.051
東品川二丁目	天王洲エリアサービス株式会社	0.057	東品川四丁目	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	0.057
府中日鋼町	東京都市サービス株式会社	0.034	押上・業平橋	株式会社東武エネルギーマネジメント	0.037
銀座四丁目	株式会社ディーエイチシー銀座	0.054			

4-8. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

- 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置要件を満たす需要設備に係る排出量が事業所全体の1/2以上である事業所は、「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」に限り、削減義務率の緩和措置を行うもの

都制度で削減義務率の緩和の対象となる需要設備（4%緩和）

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所			都制度 削減義務率から 減ずる程度
告示番号	項目	削減率	
第1号ア	医療施設、医薬品製造販売業（製造業）、 医薬品卸売販売業、医療機器製造販売業 （製造業）、社会福祉施設等	削減率0%	4%
第1号イ	病院と医学、歯学等の学部や研究所等が 主要な施設として一体として立地するもの		
第2号ア	情報処理システムに係る需要設備、 クリーンルーム又は電解施設を有する需 要設備（いずれも変動率10%未満）	変動率については後述 削減率0%	

◆緩和措置適用（減ずる程度4%の場合）による削減義務率

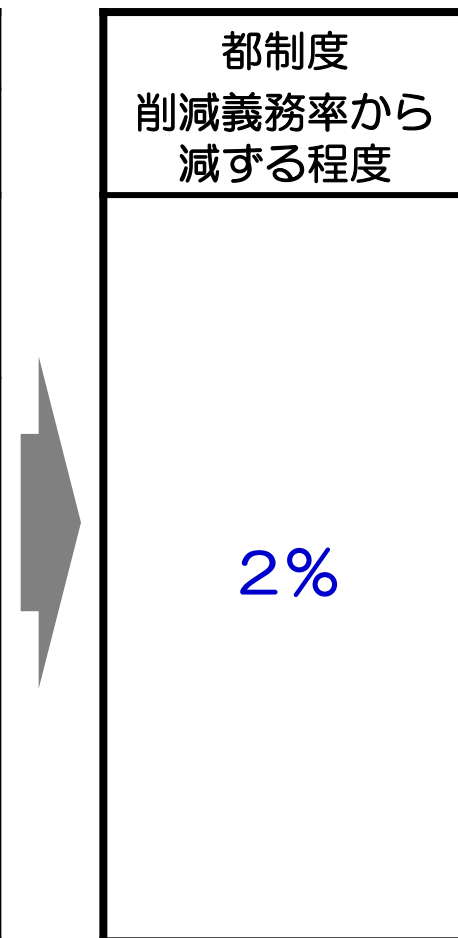
区分Ⅰ-1：17% - 4% = 13%

区分Ⅰ-2、区分Ⅱ：15% - 4% = 11%

4-9. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

都制度で削減義務率の緩和の対象となる需要設備（2%緩和）

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所		
告示番号	項目	削減率
第2号ア	情報処理システムに係る需要設備、 クリーンルーム又は電解施設を有する需 要設備（いずれも変動率 10 %以上 15 %未満）	削減率5% 変動率については後述
第1号工	水道、下水道、揚水機場（都施設を除く。）	削減率5%
第1号キ	産業廃棄物処理施設	
第2号エ	一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	
第2号オ	中央・地方卸売市場（都施設を除く。）	
第2号カ	航空保安施設	
第2号キ	空港ターミナルビル	
第2号ク	港湾運送等に係る需要設備	



◆緩和措置適用（減する程度2%の場合）による削減義務率

区分Ⅰ-1：17% - 2% = 15%

区分Ⅰ-2、区分Ⅱ：15% - 2% = 13%

4-10. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

確認書の様式

(1面)

電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指 定 番 号		事業所の名称	
---------	--	--------	--

1 都制度の削減義務率緩和措置の対象となる需要設備^{※1}

需 要 設 備	削減義務率 から減する 程度 (%)	変動率 ^{※2} (%)

※1：ガイドライン表4に記載されている各需要設備を確認する書類を提出してください。

※2：情報通信システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備に該当する場合のみ入力してください。

根拠書類として電気事業者から提出された「変動率の根拠データ」、蓄熱調整契約を締結している場合は「蓄熱調整契約を締結している場合における変動率算定シート」を提出してください。

2 需要設備の要件確認^{※3}

● 受電単位	【2】年 間 受 電 力 電 量		kWh	○ 建物単位※4	建 物 の 延 べ 床 面 積		m ²
	需 要 設 備 の 年 間 使 用 電 力 電 量		kWh		需 要 設 備 が 占 め る 床 面 積		m ²
	割 合		%		割 合		%
電力量又は面積の説明							

※3：需要設備の要件確認に使用した根拠資料を添付してください。

※4：情報通信システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備の場合は選択不可です。

～注意点～

【1】変動率 (%)

- 変動率の**根拠データ**にて算出された値を転記する。
- 「情報処理システムに係る需要設備、クリーンルームまたは電解施設を有する需要設備」以外の需要設備で要件確認をした場合は、記載不要。

※ピーク時使用電力調整契約をしている場合は、「ピーク時除いた変動率」を記載すること。

【2】年間受電電力量

- 需要設備を含む受電点**における、前年度の受電電力量を記載する。
(事業所全体の受電電力量ではない)

4-1 1. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

確認書の様式

(2面)

3 排出量の1/2以上の確認※5

○ 排出量	事業所全体の排出量	事業所の延べ床面積
	需要設備の要件を確認した範囲の排出量	需要設備の要件を確認した範囲の床面積
	割合	割合
排出量又は面積の説明※7		

※5：排出量の1/2以上を確認した根拠資料を添付してください。

※6：排出量の把握ができない場合に選択してください。

※7：複数の要件確認範囲がある場合、その排出量の内訳を記載してください。

4 事業所全体で適用される都制度の削減義務率から減ずる程度

削減義務率から減ずる程度	%
--------------	---

5 備考

以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。

- ☐ 2011年度に電気事業法第27条に基づく制限緩和通知を受け、需要設備の状況に変化はない。
- ☐ 前回提出時から需要設備の状況に変化はない(二回目の申請以降にチェックしてください。)

6 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

～注意点～

- 【3】 需要設備の要件を確認した範囲の排出量
- 2で選択した範囲における、**全ての燃料種の排出量を記入する（電気使用分だけではない）**。

※この値に対する**根拠資料は、可能な限り検証済みの特定温室効果ガス排出量算定報告書とする**（同報告書にないデータを用いる場合、別途根拠資料の提出が必要）。

【4】 床面積

- 需要設備の要件を確認した範囲の**排出量が確認できない場合に限り**、この欄にチェックを入れ、「事業所の延べ床面積」等を記入する。
- 原則は排出量を記入し**、この欄は使用しない。

【5】 削減義務率から減ずる程度

- 1面の1に表示される値を記入する。
- 複数の「減ずる程度」の異なる要件確認範囲を合計して、排出量が事業所全体の1/2を超える場合、**「減ずる程度」は2%**となる。

4-1 2. 電気事業法第27条に関連する緩和措置

手続（提出資料について）

●提出書類の例を以下に示す。

書類名称		備考
電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書		毎年度提出
施設の開設許可書等	（病院等）	※
施設の平面図、単線結線図	（情報通信、クリーンルーム等）	※
変動率の根拠データ	（情報通信、クリーンルーム等）	※
蓄熱調整契約を締結している場合における変動率算定シート	蓄熱調整契約を締結している場合	※
事業所面積の根拠となる資料	面積・建物で確認した場合	※
電気使用量等の根拠となる資料	電力・排出量で確認した場合	※
2011年当時の制限緩和通知書	電力使用制限緩和を受けていた場合	可能であれば提出

※2回目以降の提出において、**前回提出時から需要設備の状況に変化がない場合は**、提出は不要

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park in the foreground. The text "5. お知らせ" is overlaid on the image.

5. お知らせ

5-1. 説明会等の予定

2019年度(上半期)の説明会等

5月8日(水曜日) 5月10日(金曜日) 5月14日(火曜日)	:	第3計画期間の改正事項等説明会
5月24日(金曜日) 5月28日(火曜日)	:	2019年度 新規管理者等制度講習会(上半期)
5月28日(火曜日)	:	2019年度排出量取引説明会(新規担当者向け)
5月29日(水曜日) 5月30日(木曜日)	:	トップレベル事業所等認定に関する説明会
5月31日(金曜日) 6月18日(火曜日) 6月26日(水曜日)	:	2019年度 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会(新規担当者向け)
6月11日(火曜日) 6月19日(水曜日) 6月27日(木曜日)	:	2019年度 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会(継続担当者向け)
7月9日(火曜日) 7月10日(水曜日)	:	2019年度 基準排出量変更申請書の作成に関する説明会

※下半期開催の説明会等については、随時ホームページ等で御案内いたします。

5-2. 御質問等をお寄せいただく場合の方法

〔御協力のお願ひ〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/faq/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきますと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定の取りまとめの上、東京都環境局ホームページで、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただきます場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】東京都 環境局地球環境エネルギー一部 総量削減課 相談窓口

Eメール : keikakusho@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)
torihiki@ml.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)

FAX : 03(5388)1380

5-3. 制度に対する御質問の回答集について

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

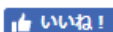
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/faq/answers.html

よくある質問・回答集

この場所に
掲載中



ツイート



いいね!

ページ番号 : 982-115-958

更新日 : 2018年3月30日

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートによりいただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。

質問シートは [こちら>>](#) からダウンロードできます。

2014年6月30日 排出量算定方法に関する項目について更新しました。

2016年12月5日 中小企業等への対応に関する項目について更新しました。

2018年3月30日 トップレベル事業所に関する項目について更新しました。

- ▼ 1.(1) 対象事業所要件
- ▼ (2) 事業所の範囲
- ▼ 2.報告対象ガス・削減義務対象ガス
- ▼ 3.排出量算定方法

よくある質問・回答集について

よくある質問・回答集

▶ 質問送付シートのダウンロード

🔍 情報を探す

🏠 一般の方向け >

🏢 事業者の方向け >

🏢 組織から探す >

Q&A よくあるご質問 >

ゼロエミッション東京の実現を目指して

**東京の企業と行政、N G O ・都民が
連携して気候変動対策の推進を**